

建設業許可申請手数料一覧表

(京都府知事許可の申請については京都府証紙)

申請区分		申請する業種	申請時の許可取得状況			
			取得していない	一般建設業のみ	特定建設業のみ	一般建設業＋特定建設業
新規 許可換え新規	一般建設業のみ	9万円	—	—	—	
	特定建設業のみ	9万円	—	—	—	
	一般建設業＋特定建設業	18万円	—	—	—	
般特新規	一般建設業のみ	—	—	9万円	—	
	特定建設業のみ	—	9万円	—	—	
	一般建設業＋特定建設業	—	(般特新規＋業種追加)	(般特新規＋業種追加)	—	
業種追加	一般建設業のみ	—	5万円	—	5万円	
	特定建設業のみ	—	—	5万円	5万円	
	一般建設業＋特定建設業	—	(般特新規＋業種追加)	(般特新規＋業種追加)	10万円	
更新	一般建設業のみ	—	5万円	—	5万円	
	特定建設業のみ	—	—	5万円	5万円	
	一般建設業＋特定建設業	—	—	—	10万円	

※複数の申請区分を同時に申請する場合は、それぞれに手数料が必要です。

(例1) 一般建設業のみ取得している者が、「一般建設業の業種追加」と「一般建設業の更新」を同時に申請する場合

→ 業種追加「5万円」＋更新「5万円」＝手数料合計「10万円」

(例2) 一般建設業のみ取得している者が、「特定建設業の般特新規」と「一般建設業の更新」を同時に申請する場合

→ 般特新規「9万円」＋更新「5万円」＝手数料合計「14万円」

(例3) 一般建設業と特定建設業を取得している者が、「一般建設業＋特定建設業の業種追加」と「一般建設業＋特定建設業の更新」を同時に申請する場合

→ 業種追加「10万円」＋更新「10万円」＝手数料合計「20万円」